

第5章 水道メータ

1 水道メータ設置の基本事項

(条例)

第 21 条 2 項 メータは給水装置に設置し、その位置は、管理者が決める。

(規程)

第 8 条 給水装置にメータを設置する基準は、専用給水装置又は、共用給水装置ごとに設置し、受水槽ごとに設置する。ただし受水槽を設ける共同住宅等で地形その他の事情により管理者が必要であると認メータ場合において、住宅ごとにこれを設置することができる。

1 - 1 専用給水装置

(1) 設置基準

1 給水装置 - 1 給水契約 (使用者) - 1 計量 (1 メータ) を原則とする。(図 1 - 1)

- メータは、1 世帯又は、1 箇所ごとに 1 個を設置する。
- ただし同じ目的に使用されるものについては、建築物の棟数に関係なく 1 個のメータを設置する。

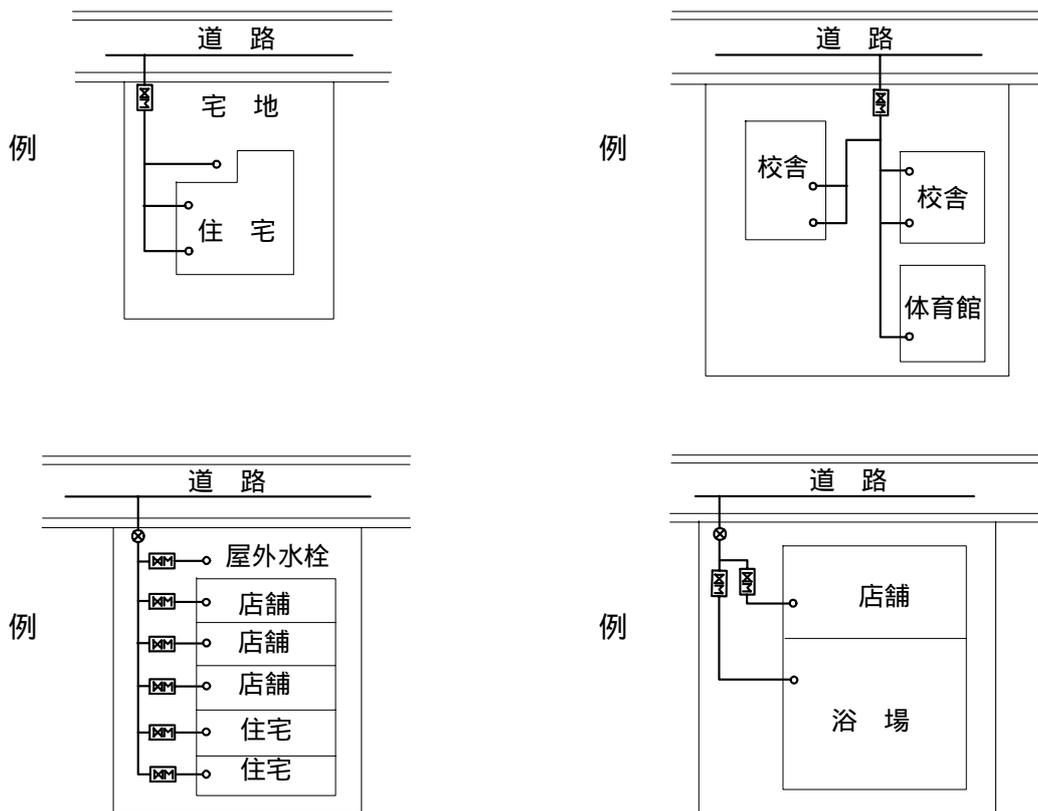
例 学校、病院、工場、倉庫、駐車場など

- 1 つの建築物であっても、構造上 2 戸以上の住宅又は、店舗や事務所として独立して使用されるものについては、それぞれに 1 個のメータを設置する。

例 アパート、ショッピングセンター、テナントなど

- 料金体系の用途が異なるものについては、それぞれにメータを設置する。

図 1 - 1 メータ設置例



2 メータの設置位置及び施工

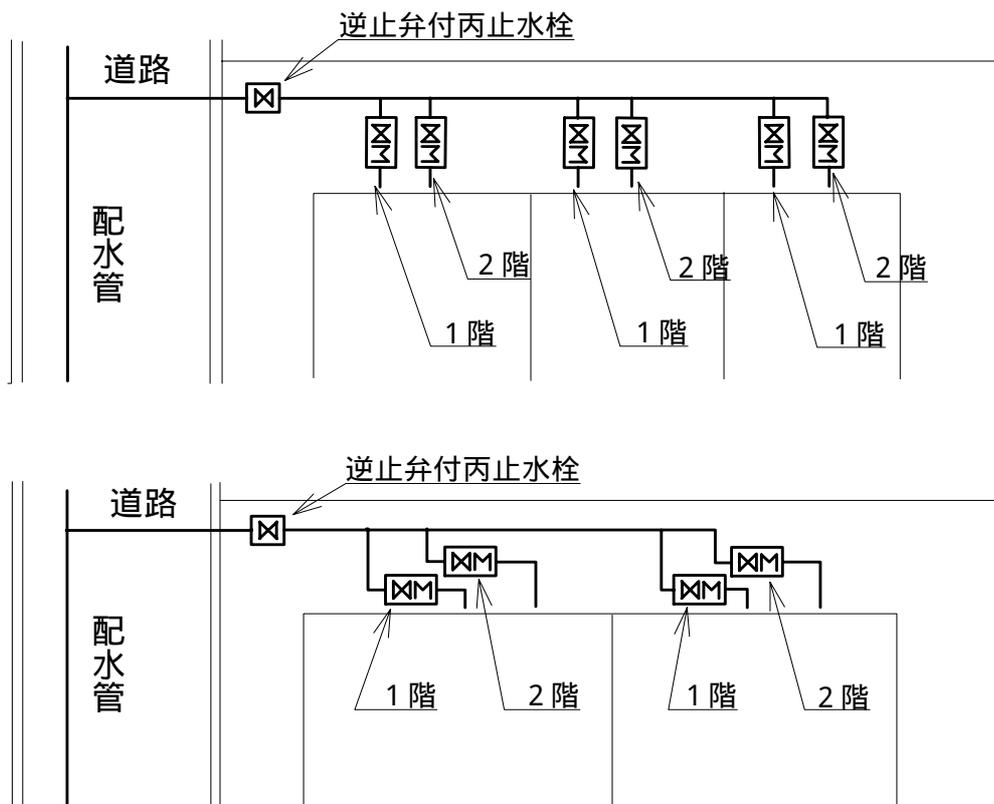
メータの設置位置は、管理者が定めるが、次の各号に留意し定めることとする。

- a. 道路と宅地の境界に近接する、給水装置の所有者の宅地内とすること。
- b. 検針、取替及び維持管理が将来とも容易に行えるよう十分考慮し設置すること。
(駐車スペース、自転車置場等、メータの周囲や上にものを置くことが考えられる場所には設置しない)
- c. 雨水及び下水等が流れ込むおそれのない場所に設置し、常に乾燥しており、汚染及び凍結が生じないようにすること。
- d. 給水栓より低い位置で、水平に取り付け、逆取付に注意すること。
- e. アパート等で複数戸に給水する場合には、設置されたメータと各部屋との対応関係が分かりやすいように設置するとともに、現地での設置に際しては、十分に注意すること。

(原則として流水方向で配水管に近いほど若い階層のメータとする。図2-1)

- f. メータ覆の各寸法は、表2-1、図2-3による。

図2-1 メータ設置例



- g. 現場状況等により公私境界より11m以上離れてメータを設置する場合、公私境界より1m以内に甲止水栓を設置すること。(水道局との協議を要する。)

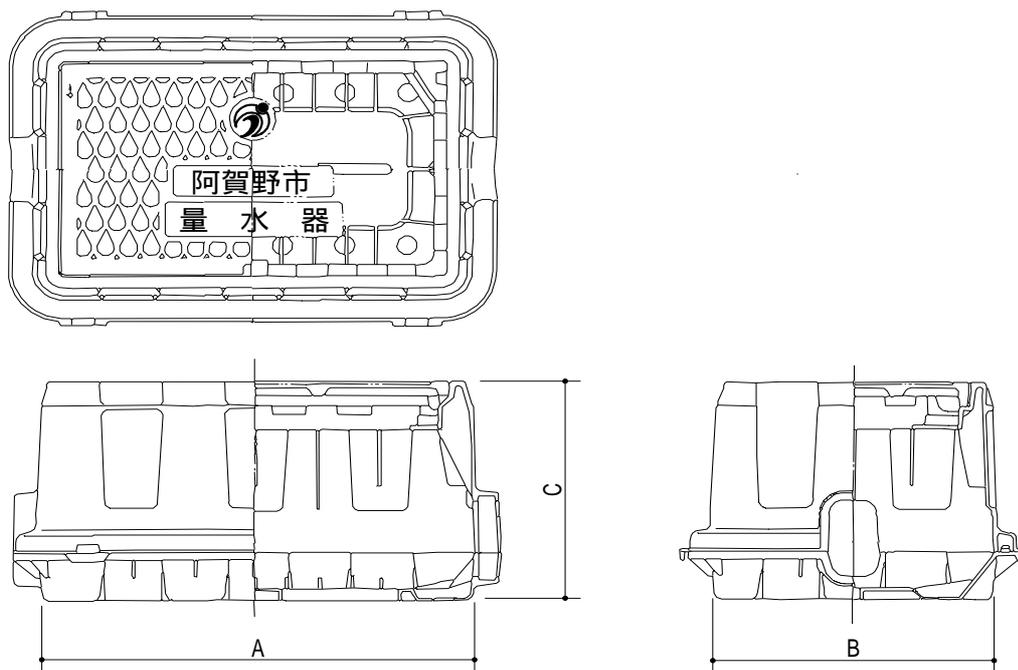
表 2 - 1 メータ覆表

メーカー及び型式		メータ口径 (mm)					覆寸法 (mm)		
		13	20	25	30	40	A	B	C
日の出水道	NCP-20			×	×	×	420	270	230
	NCP-25	×	×		×	×	504	294	230
	NCP-30	×	×	×		×	560	320	260
	HJ-40	×	×	×	×		580	350	260
前澤化成	MB-20SF			×	×	×	420	282	230
	MB-25SF	×	×		×	×	490	288	230
	MB-30SF	×	×	×		×	550	288	250
	MB-40SF	×	×	×	×		580	350	260

50mm以上は、阿賀野市仕様となります。

印使用可 ×印使用不可

図 2 - 2



3 受水槽以下の水道メータ設置

水道メータは受水槽ごとに設置し、料金を徴収することを原則とするが、この扱いの範囲を拡大して、申込者が希望し一定の条件を満たす場合は、受水槽以下の水道メータを使用者単位で検針し、料金を徴収することができる。

(「阿賀野市受水槽以下の共同住宅並びに高台住宅における給水及び料金算定の特例に関する規程」平成 16 年 水道事業管理規程第 27 号)

3-1 条件

- (1) 受水槽を設置して給水を行う共同住宅等で、店舗等が混在する場合は、4分の3以上が住居専用となっている建物であること。
- (2) 各戸に止水栓及び水道メータが設置されており、給水栓があること。
- (3) 室内に入らず検針でき、共同使用する給水栓にも水道メータを設置する等使用量を個々に検針できること。
- (4) 各戸メータが、管理者が別に定める受水槽以下の共同住宅における水道メータの設置基準に適合したものであること。(資料10)
- (5) 給水設備の施設管理及び各戸メータの維持管理の責任者が明確であること。
- (6) その他、管理者が必要と認めるメータ条件を満たしていること。

3-2 審査及び処理

共同住宅・高台住宅の設置基準の審査及び処理は次に揚げるとおりに行う。

- (1) 共同住宅・高台住宅を申込みとする者は、申込の前に事前協議をするものとする。
- (2) 申込者は、事前協議に基づき管理者が別に定める阿賀野市指定給水装置工事事業者の中から工事を施工させる者を選定し、工事の契約を行い、管理者に申込みものとする。指定給水装置工事事業者は、次に掲げる書類のうち必要なすべての書類を、申込者に説明のうえ作成し、その確認を得て提出するものとする。

共同住宅(高台住宅)審査申込書

所定の用紙に申込者、指定給水装置工事事業者及び必要な事項を記入し、押印したもの。

給水設備各戸メータ設置届

給水装置場所、住宅の名称及び設置されている水道メータ(事前に指定を受けたもの)に関して必要な事項(口径、メータ形式、検定満期等)を記入したもの。

寄附申出書

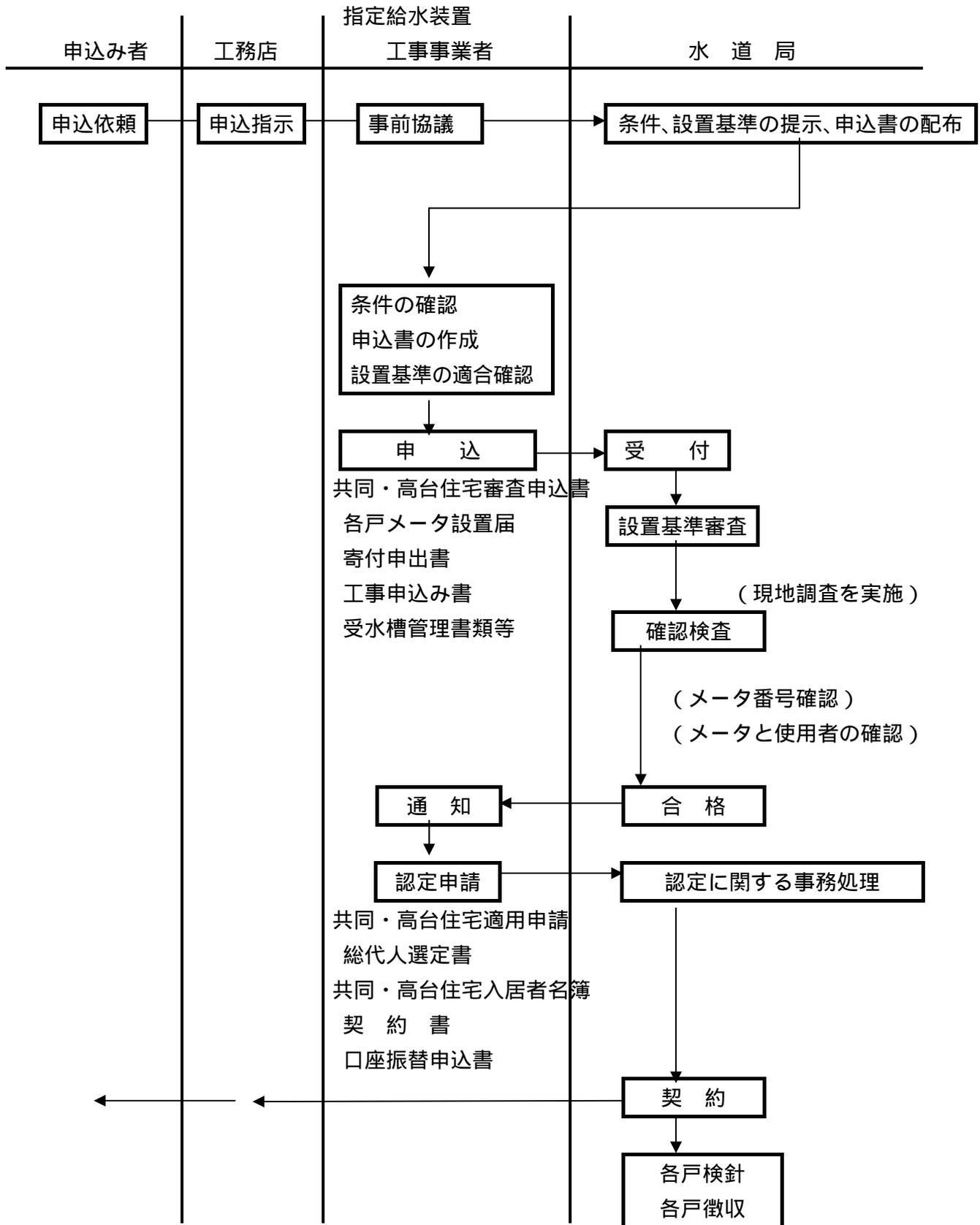
設置した水道メータを水道局に寄附する際に提出するもの。(寄附された水道メータは、検定満期ごとに水道局で取り替える。)

平面図、立面図、構造図、水理計算書等の給水工事申込書

設置された水道メータの取付け状態(建物全体としての水道メータ配置図、個々のメータの取付け図等)を表すもの。

- (3) 申込みがあったものについて、設置基準に関する事項を現場調査等ふまえて審査し、申込者に通知する。
- (4) 設置基準に適合したものは、メータ番号と、このメータの使用者との対応について確認する検査を受けるものとする。
- (5) 前記の検査に合格したものは、業務課において共同住宅(第2種)、高台住宅の適用申請を行うこと。
必要書類、共同(高台)住宅適用申請、総代人選定(変更)書、総代人選定承諾書兼共同(高台)住宅入居者名簿、共同住宅・高台住宅の取扱いに関する契約書口座振替申込書他。
- (6) 設置基準に適合しないものは、改良通知に基づき、すみやかに改良工事を行い、再度審査を受けなければならない。

表 3 - 1 共同住宅並びに高台住宅の申込みから完成までのフロー

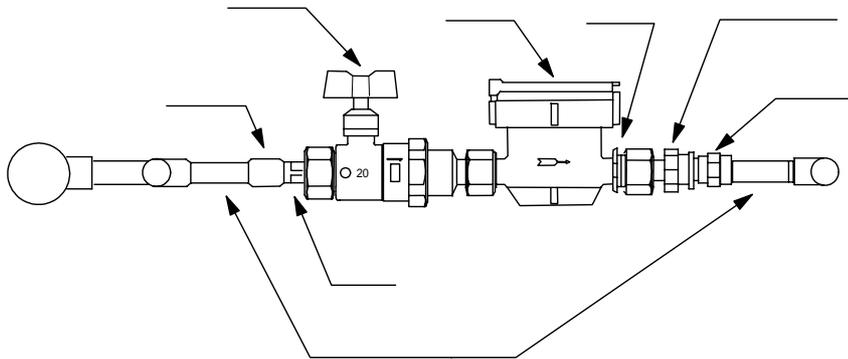


3-3 メータの設置

メータの設置は「受水槽以下の共同住宅における水道メータの設置基準」に基づくものとし、下記の要件によるものとする。

- (1) メータは、パイプシャフト内に水平に設置し、原則として扉面と平行とすること。
- (2) メータ前後の管種については、基準省令（厚生省令第14号）に適合するもので原則として金属管とする。また異種金属との接続には、絶縁継手等を使用し、防食対策を施す。
- (3) メータ上下流の給水用具については、基準省令に適合するもので、メータ上流部には、原則としてボール式開閉防止型止水栓、メータ上下流に逆止弁を設置し、必要に応じ減圧弁を設置する。
- (4) パイプシャフト内では、ガス等他の配管、機器などによりメータ検針、取替、修繕等に支障のないようにすること。
- (5) メータ及びメータの上下流には、保温カバー等の凍結防止措置を行うこと。なお、この場合メータ検針、取替、止水栓の操作等の作業が容易に行えるものであること。
- (6) メータ取替や漏水により階下に被害を及ぼさないようパイプシャフト内の防水、排水に必要な措置を講ずること。
- (7) 第2種共同住宅では、停電時の臨時給水用等に使用するため受水槽脇にメータを設置した、直結給水栓を1栓設置すること。
- (8) 高台住宅におけるメータの設置は、前2 メータの設置位置及び施工によるものとする。
(図1-1 メータ設置例 例 標準施工を準用する)

(参考) 受水槽以下メータ前後の配管施行例



No	品名	メータ口径	
		13	20
1	SGP-PB、PD	20	20
2	GPソケット	20	20
3	GPユニオンナット	20	20
4	開閉防止型ボール止水栓	20×13	20×13
5	メータ	JISネジ	JISネジ
6	ブッシング	20×13	
7	単式逆止弁	20	20
8	メスアダプターソケット	20	20

(参考)メータ室及び扉の標準寸法

(1) メータ室

	メータ 1 個の場合	段違い 2 個の場合	左右に 2 個の場合
幅	800mm以上	800mm以上	1,600mm以上
高さ	800mm以上	800mm以上	800mm以上
奥行	300mm以上	500mm以上	300mm以上

(2) 扉 (施錠する場合の鍵は全戸同一のものとする)

	メータ 1 個の場合	段違い 2 個の場合	左右に 2 個の場合
幅	600mm以上	600mm以上	1,200mm以上
高さ	800mm以上	800mm以上	800mm以上

ただし、メータ単独で取付ける場合は、
奥行き 300mm以上、室内及び
扉の幅とも 600mm以上を
標準とする。

